

●PASMOオートチャージサービスについて

・PASMO付学生証ではPASMOオートチャージサービスがご利用いただけます。

詳しくは東急カードホームページ(<http://www.topcard.co.jp>)よりご確認ください。

※TOP&カードをご本人さま名義でお持ちいただくことが必要となります。※お申込みにては専用の申込書が必要となります。

●有効期限の切れたPASMO付学生証について

・有効期限の切れたPASMO付学生証はPASMOとしてご利用いただけません。ただし、有効期限が切れた後もPASMOの払いもどしは行うことができます。

●卒業時、PASMO付学生証を学校に返却する場合

・入金(チャージ)残額は返却前に使いきるようお願いいたします。

・有効期間が1か月以上残っている鉄道定期券は学校に返却する前に、その定期券を発売した鉄道事業者で払いもどしいただきますようお願いいたします。

※払いもどしには、PASMO付学生証の他に、公的証明書等(健康保険証・免許証など)が必要です。※バス定期券の払いもどしについては、各バス事業者にお問い合わせください。

・払いもどし処理を行わないまま学校に返却した場合、後日、定期券および残っている入金(チャージ)残額を払いもどしすることはできません。

PASMO付身分証等に関わる個人情報の取扱いに関する重要事項

(個人情報の取扱い)

第1条 PASMO付身分証等(以下、「本カード」という。)を鉄道事業者及び株式会社バスモ(以下、「当社」という。)とともに発行している学校、企業その他の身分証等の発行者が、利用者または利用希望者(以下、「利用者等」という。)から同意を得て当社へ提供した個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。)、以下同じ。)、当社は管理します。

2 当社は取得した個人情報を、次の目的で利用します。

- ① 利用者等の本人確認
- ② 当社から利用者等への本カードにかかわる通知・案内の送付
- ③ 当社から利用者等に連絡する必要がある場合の連絡先の確認

3 前項のほか、当社は、PASMOに関する機能に関して取得した個人情報を、次の目的で利用します。なお、次の利用目的の範囲内で本カードの取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、当該個人情報をもその事業者者に知らせることがあります。

- ① 記名PASMOの購入・変更・払いもどし等の申込内容の確認
- ② 当社から使用者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認
- ③ PASMO取扱規則及びPASMO付身分証等利用特約、並びにPASMOの取扱いを行う鉄道・バス事業者の旅客営業規則等に基づく記名PASMOにかかわるサービスの実施及び改善

(個人情報の開示・訂正・利用停止等)

第2条 利用者等が当社の個人情報に対する開示・訂正・利用停止・その他お問い合わせなど希望される場合には、当社は法令に基づき合理的な範囲で速やかに対応いたします。個人情報の開示・訂正・利用停止・その他お問い合わせなどを希望される際には、当社または当社が委託するPASMOの取扱いを行う鉄道・バス事業者にご連絡ください。

PASMO付身分証等利用特約

第1条 (目的)

本特約は、PASMO付身分証等の発行者である、身分証等の発行者(以下、「身分証等発行者」といいます。)、京浜東北電鉄株式会社(以下、「事業者」といいます。))及び株式会社バスモ(以下、「バスモ」といいます。))が、PASMO付身分証等(以下、「本カード」といいます。))を媒体として利用者に対して提供するPASMOに関するサービスの内容及、利用者等がそれらを受け取るための条件を定めることを目的とします。

第2条 (適用範囲)

- 1 本特約は、PASMO取扱規則に対する特約であり、PASMO取扱規則の定めと異なる事項には、本特約を優先して適用することとします。
- 2 本カードのPASMOとしての取扱いについては、PASMO取扱規則における一体型PASMOとして取扱います。
- 3 本カードの利用に関し、本特約に定めていない事項については、PASMO取扱規則及びPASMO電子マネー取扱規則の定めるところによります。

第3条 (用語の定義)

1 本特約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。
(1) 「身分証等」とは、学校が発行する学生証等、企業が発行する社員証等の身分証明書、又は各種組織もしくは団体に所属することを証明する証明書等をいいます。

- (2) 「PASMOに関する機能」とは、PASMO取扱規則及びPASMO電子マネー取扱規則に基づき提供する機能をいいます。
- (3) 「PASMO付身分証等」とは、身分証等の機能とPASMOに関する機能が一体となったICカードをいいます。
- (4) 「利用者」とは、身分証等発行者、事業者及びバスモが定める本特約、バスモが定めるPASMO取扱規則、PASMO電子マネー取扱規則及びPASMO付身分証等に関する個人情報の取扱いに関する重要事項を承諾のうえ、本カードの貸与を受けた方をいいます。
- (5) 「個人認証等サービス」とは、身分証等発行者が利用者に対して提供する、本カードの身分証等の機能を利用した、個人認証等の付加価値サービス等をいいます。

2 本特約に定めのない用語の定義については、PASMO取扱規則及びPASMO電子マネー取扱規則の定めるところによるものとします。

第4条 (契約の成立)

本カードの利用に関する契約は、身分証等発行者、事業者及びバスモが利用者に本カードを貸与したときに、身分証等発行者、事業者及びバスモと利用者との間に成立します。

第5条 (所有権)

- 1 本カードの所有権は、身分証等発行者、事業者及びバスモの共有に属し、利用者に貸与するものとします。利用者は善良なる管理者の注意をもて本カードを利用し、管理するものとします。
- 2 利用者は、第7条第5項に定める場合のほか、卒業、退職等により身分証等の利用資格を喪失した場合、及び身分証等発行者、事業者、又はバスモから本カードの返却の請求があった場合は、速やかに身分証等発行者に本カードを返却するものとします。

第6条 (発行)

本カードは、あらかじめリユースをチャージせずに発行するものとします。

第7条 (有効期限満了時等の取扱い)

- 1 本カードのPASMOに関する機能は、本カードの券面に表示された有効期限の翌日以降は使用することができないものとします。ただし、本カードの有効期限の表示が年月の場合は、当該月の末日の翌日以降から使用できないものとします。
- 2 本カードの有効期限が満了した場合(又は満了する場合)、身分証等発行者、事業者及びバスモが認めるときに限り、新たな有効期限が設定された本カードに交換します。この場合、利用者は、身分証等発行者、事業者及びバスモが発行する交換用の媒体及び有効期限が満了した本カード(又は満了する本カード)を、一体型PASMOの交換ができるPASMO取扱箇所に持参し、事業者及びバスモからの交換用の媒体にかかわる通知を表示のうえ、PASMOに関する機能を当該交換用の媒体へ移し替える手続きをしますものとします。
- 3 利用者が卒業、退職等により身分証等の利用資格を喪失した場合、身分証等発行者が利用者の身分証等の利用資格の継続を認めない場合は、新たな有効期限が設定された本カードへの交換を行わないものとします。
- 4 第2項の交換を行った後、交換前の本カードにおけるPASMOに関する機能の停止の取消し又は機能の復元、移し替えたPASMOに関する機能を別の一体型PASMOへ移し替えることはできないものとします。
- 5 本カードの有効期限が満了した場合、利用者は速やかに有効期限が満了した本カードを身分証等発行者に返却するものとします。ただし、第2項の交換を行う場合は、移替え手続後速やかに有効期限が満了した本カードを身分証等発行者に返却するものとします。

第8条 (個人情報の変更等)

- 1 利用者は、身分証等発行者及びバスモへ届出た事項について変更があった場合には、別に定める届出事項変更届書を身分証等発行者に提出しなければならない。
- 2 個人情報の変更等により本カードの交換をする場合、利用者は、身分証等発行者、事業者及びバスモが発行する交換用の媒体及び現在使用している本カードを、一体型PASMOの交換ができるPASMO取扱箇所に持参し、事業者及びバスモからの交換用の媒体にかかわる通知を表示のうえ、PASMOに関する機能を当該交換用の媒体へ移し替える手続きをしますものとします。
- 3 前項の交換を行った後、交換前の本カードにおけるPASMOに関する機能の停止の取消し又は機能の復元、移し替えたPASMOに関する機能を別の一体型PASMOへ移し替えることはできないものとします。
- 4 利用者が第1項に定める届出又は第2項に定める手続きを怠ったことにより生じた利用者の不利益、損害等については、身分証等発行者、事業者及びバスモは責任を負わないものとします。

第9条 (本カード以外のPASMOへの移替え)

PASMO取扱規則第22条第3項にかかわらず、本カードのPASMOに関する機能を本カード以外のPASMOに移し替えることはできないものとします。

第10条 (本カードの券面表示)

1 本カードは、その券面表示すべき事項(以下「券面表示事項」という。))が不明となったときは、使用することができないものとします。

2 券面表示事項が不明となった本カードは、速やかに第12条に定める障害再発行の手続きをしなければならないものとします。

第11条 (紛失再発行)

- 1 本カードの紛失、盗竊が発生した場合、別に定める申請書を、利用者が一体型PASMOの再発行ができるPASMO取扱箇所に提出したときは、次の各号の条件を全て満たす場合に限り紛失した本カードの使用停止措置を行い、利用者に対し再発行するために必要な帳票(以下「再発行整理票」という。)を発行するものとします。
 - (1) 公的証明書等の表示により、再発行を請求する利用者が当該本カードの利用者本人であることを証明できること。
 - (2) 利用者の氏名、生年月日、性別の情報がバスモのシステムに登録されていること。
- 2 利用者は、前項の手続きのほか、身分証等発行者が別に定める方法で身分証等発行者に紛失、盗竊が発生したことを申し出るとし、身分証等発行者、事業者及びバスモが発行する再発行用の媒体を身分証等発行者から受領するものとします。
- 3 第1項により使用停止措置を行った当該本カードのPASMOに関する機能については、次の各号の条件を全て満たしたうえ、一体型PASMOの再発行ができるPASMO取扱箇所に於いて再発行を請求した場合に限って、当該本カード裏面に刻印されたものとは異なるカード番号の本カードを再発行するものとします。

(1) 公的証明書等の表示により、再発行を請求する利用者が当該本カードの利用者本人であることを証明できること。

(2) 利用者が第1項により発行された再発行整理票を提出すること。

(3) 利用者が前項により受領した再発行用の媒体を持参すること。

(4) 利用者が事業者及びバスモからの再発行媒体にかかわる通知を表示すること。

4 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行を行ったPASMO取扱箇所に於いて再発行する本カード1枚につきPASMO取扱規則第20条第4項に定める紛失再発行手数料を現金で収受するものとします。

5 当該本カードの使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことができないものとします。また、紛失した本カードが発見された場合に、当該本カードを再発行用の媒体として使用することはできないものとします。

6 前各項により本カードを再発行する場合、身分証等発行者の定めるところにより、第4項の紛失再発行手数料のほかは身分証等の機能に関する再発行手数料を収受することができないものとします。

7 本カードの再発行を請求した時点において本カードの有効期限が満了している場合、または利用者が卒業、退職等により身分証等の利用資格を喪失している場合には、本カードの再発行は行わないものとします。

第12条 (障害再発行)

1 本カードの破損等によって所定の機器で使用できない場合、別に定める申請書を、利用者が一体型PASMOの再発行ができるPASMO取扱箇所に提出し、かつ当該本カードを提示したときは、再発行整理票を発行するものとします。

2 利用者は、前項の手続きのほか、身分証等発行者が別に定める方法で身分証等発行者に本カードが所定の機器で使用できないことを申し出るとし、身分証等発行者、事業者及びバスモが発行する再発行用の媒体を身分証等発行者から受領するものとします。

3 第1項により再発行整理票が発行された当該本カードのPASMOに関する機能については、次の各号の条件を全て満たしたうえ、一体型PASMOの再発行ができるPASMO取扱箇所に於いて再発行を請求した場合に限って、当該本カード裏面に刻印されたものとは異なるカード番号の本カードを再発行するものとします。

(1) 利用者が第1項により発行された再発行整理票を提出すること。

(2) 利用者が前項により受領した再発行用の媒体を持参すること。

(3) 利用者が障害状態となった当該本カードと事業者及びバスモからの再発行用媒体にかかわる通知を表示すること。

4 当該本カードの障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すことができないものとします。また、当該本カードを再発行用の媒体として使用することはできないものとします。

5 前各項により本カードを再発行する場合、身分証等発行者の定めるところにより、身分証等の機能に関する再発行手数料を収受することができないものとします。

6 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わないものとします。

- (1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
- (2) 利用者の故意又は重大な過失により本カードが障害状態となったと認められ、PASMO取扱規則第19条第6号により無効となった場合
- (3) 本カードの再発行を請求した時点において本カードの有効期限が満了している場合
- (4) 利用者が卒業、退職等により身分証等の利用資格を喪失している場合

第13条 (払いもどし)

1 利用者は、本カードの有効期限の満了後第7条第2項の交換を行わない場合において、身分証等発行者に本カードを返却する前に、PASMO取扱規則第24条の定めに従い払いもどしの手続きを行うものとします。この場合の払いもどしは、PASMOに関する機能の停止を条件に行うものとします。

2 利用者は、卒業、退職等により身分証等の利用資格を喪失した場合、身分証等発行者に本カードを返却する前に、PASMO取扱規則第24条の定めに従い払いもどしの手続きを行うものとします。この場合の払いもどしは、PASMOに関する機能の停止を条件に行うものとします。

3 身分証等発行者へ本カードを返却した後は、PASMOに関する機能(PASMO定期券が有効期限内である場合、有効なICカード乗車券情報に記載されている場合、及びバリュー残額がある場合を含む。)は失効するものとします。またその際に生じる利用者の不利益、損害等については、身分証等発行者、事業者及びバスモは一切の責任を負わないものとします。

4 利用者は、本カードの紛失又は盗竊が発生した場合で、第11条に従った再発行の手続きを行う前に本カードの有効期限が経過し、もしくは卒業、退職等により身分証等の利用資格を喪失したときは、身分証等発行者にバリュー残額の払いもどしを請求するものとします。この場合、第11条第4項に定める紛失再発行手数料及び同条第6項に定める身分証等の機能に関する再発行手数料を現金で支払うものとし、バリュー残額について現金の払いもどしを行うものとします。

5 利用者は、本カードの障害が発生した場合で、前条に従った再発行の手続きを行う前に本カードの有効期限が経過し、もしくは身分証等の利用資格を喪失したときは、身分証等発行者にバリュー残額の払いもどしを請求するものとします。この場合、第12条第5項に定める身分証等の機能に関する再発行手数料を現金で支払うものとし、バリュー残額について、現金の払いもどしを行うものとします。

第14条 (本カードが無効となる場合)

1 事業者及びバスモは、次の各号に該当する場合、本カードを無効としたうえ、回収することがあります。この場合、PASMOに記録されている一切の金銭的価値及び乗車券等(PASMO定期券を含む)は返却しないものとします。

- (1) PASMO取扱規則第19条に該当した場合
 - (2) 利用者の本カードの利用が、本特約の規定に違反した場合、あるいは違反する恐れがある場合
- 2 前項の場合の身分証等の機能の再発行その他の取扱いについては、身分証等発行者の定めるところにしたがって取扱われるものとし、事業者及びバスモはかかる再発行の取扱いに關連して生じる利用者の不利益について一切の責任を負わないものとします。
- 3 無効・回収による利用者の損害等については、身分証等発行者、事業者及びバスモは、その責めを負わないものとします。

第15条 (免責事項)

1 本カードの再発行又は交換により、本カード裏面に刻印されたものとは異なるカード番号の本カードを発行したことによる利用者の損害等については、身分証等発行者、事業者及びバスモはその責めを負わないものとします。

2 本カードの紛失、盗竊が発生した場合、本カードの再発行整理票発行日における払いもどしバリューの使用等で生じた利用者の損害については、身分証等発行者、事業者及びバスモはその責めを負わないものとします。

3 本カードについて、身分証等発行者に起因する利用者の損害については、事業者及びバスモはその責めを負わないものとします。

4 本カードの紛失、盗竊もしくは障害、または本カードの発行中止、運用停止もしくは発行遅延(再発行・交換の遅延を含む)のため、身分証等の機能または個人認証等サービスを利用することができないことに起因する利用者の損害については、事業者及びバスモはその責めを負わないものとします。

第16条 (特約の変更)

事業者及びバスモは、事前に利用者へ通知することなく本特約を変更できるものとします。当該変更は事業者及びバスモが定める方法により、利用者に対してを公告します。本特約変更後において利用者が本カードを利用した場合、当該利用者は変更内容に承諾したものとみなします。

第17条 (管轄裁判所)

本カードに関する、利用者と事業者間の訴訟、及び利用者とバスモ間の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

PASMO付 学生証 ご利用案内 For students



ご利用いただく前に

PASMO付学生証に記載
されている氏名等の内容
をご確認ください。



おもて面

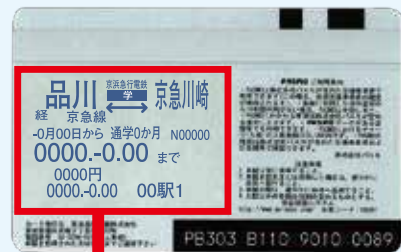


うら面

※カード券面はイメージです。

定期券を付加することができます。

《鉄道定期券》



この部分に定期券情報が
印字されます。

！ご注意！

PASMO付学生証の裏面に付加できる定期券は、**京急電鉄・東急電鉄・東京地下鉄・東武鉄道・相模鉄道**の5事業者が発行する定期券です。

なお、5事業者で発行した連絡定期券も一部を除き付加できます。JRや上記5事業者以外の私鉄・地下鉄が発行する定期券は付加できません。(2013年3月現在)

《バス定期券》

バス定期券は、一部のバス事業者のみで発売いたします。発売事業者、発売する定期券の種類については、ご利用になるバス事業者にお問い合わせください。

バス定期券は、券面へ印字されません。お客さまの確認用として、「IC定期券内容控」を同時に発行いたします。
※イメージ

通学定期券の購入

PASMO付学生証の他に、学校が別途発行する「**通学証明書**」をお持ちの上、**京急電鉄（泉岳寺駅を除く）・東急電鉄・東京地下鉄・東武鉄道・相模鉄道**の定期券うりばにてお買い求めください。ただし、同一年度内に購入した旧定期券をご提出していただいた場合は、「通学証明書」は必要ございません。

※区間変更をする場合や、有効期限が4月30日をこえる通学定期券をお求めの場合は「通学証明書」が必要になります。
※バス事業者でお買い求めいただく場合、「通学証明書」が毎回必要になる場合がございます。

●再印字について

PASMO付学生証裏面の定期券部分の印字が判読できなくなったときは、定期券を購入した鉄道事業者にお申し出ください。



●定期券情報の払いもどし

定期券を購入した鉄道事業者にお申し出ください。

※PASMO付学生証とは別に、公的証明書等（健康保険証・免許証など）をご用意ください。
※定期券の払いもどしには所定の手数料がかかります。手数料は事業者により異なります。

！ご注意！ PASMO機能の払いもどしについて

駅等でPASMO機能の払いもどしを行うとその学生証のPASMO機能を復元することはできません。卒業の直前まで、PASMOの払いもどしを行わないでください。



なくしたときのお手続き

PASMOをご利用できる駅やバス営業所にお申し出ください。



お申込み



公的証明書等でご本人の確認をさせていただいた後、所定の申込書に**必要事項**※をご記入いただきます。その後、**再発行整理票**を発行いたします。

※氏名、性別、生年月日、電話番号をご記入いただきます。なお、電話番号は「0」とご記入ください。



再発行整理票
のお渡し

- 再発行整理票は再発行時に必要になりますので大切に保管してください。
- PASMO機能をご利用されていない場合でも上記のお申出が必要です。

使えなくなったときのお手続き



お申込み



使えなくなったPASMO付学生証をお持ちください。所定の申込書に**必要事項**※をご記入いただいた後、**再発行整理票**を発行いたします。

※氏名、性別、生年月日、電話番号をご記入いただきます。なお、電話番号は「0」とご記入ください。



再発行整理票
のお渡し

- 再発行整理票は再発行時に必要になりますので大切に保管してください。

学校にPASMO付学生証の再発行を申請

定期券が付加されている場合※

再発行整理票発行の翌日以降、定期券発行事業者へお申し出ください。

※鉄道定期券とバス定期券の両方が付加されている場合、鉄道定期券発行事業者とバス定期券発行事業者の両方へお申し出ください。



発行

代用定期券

代用定期券を発行いたしますので、再発行整理票と公的証明書等をご持参ください。

定期券が付加されている場合

鉄道定期券の場合

再発行までの期間は、**使えなくなったカードと再発行整理票**を係員に呈示してご乗車ください。



バス定期券の場合

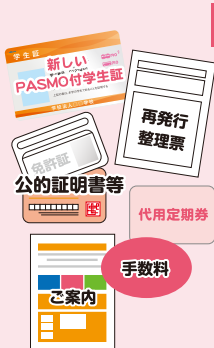
再発行までの期間は、**使えなくなったカードと再発行整理票**を係員に呈示してご乗車ください。



定期券がない場合

学校で新しいPASMO付学生証およびご案内を受け取る ※学校所定の再発行手数料がかかります。

以下6点をお持ちの上、駅等へお越しください。定期券情報がある場合は定期券を購入した鉄道事業者にお申し出ください。



紛失再発行に必要なもの

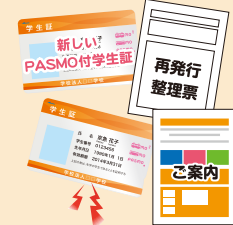
- ・新しいPASMO付学生証
- ・再発行整理票
- ・再発行手数料
- ・公的証明書等（健康保険証・免許証など）
- ※PASMO付学生証とは別にをご用意ください。
- ・代用定期券（定期券が付加されていなかった場合は不要）
- ・ご案内（学校で新しいPASMO付学生証と同時に受け取ったもの）

手数料



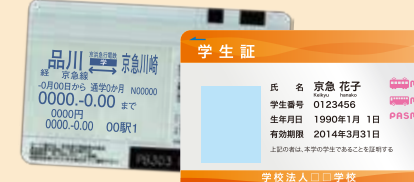
再発行

以下4点をお持ちの上、駅等へお越しください。定期券情報がある場合は定期券を購入した鉄道事業者にお申し出ください。



障害再発行に必要なもの

- ・新しいPASMO付学生証
- ・再発行整理票
- ・使えなくなったPASMO付学生証
- ・ご案内（学校で新しいPASMO付学生証と同時に受け取ったもの）



※バス定期券が付加されている場合、「IC定期券内容控」の再発行をバス定期券発行事業者にお申し出ください。